

＼ 申請受付期間は 9 月 1 日～ 1 5 日 予定（区 HP でご確認ください。）／

## 令和 6 年度 江東区コミュニティ助成事業補助金

### 江東区コミュニティ助成事業補助金とは

採択は自治総合センターがおこないます

- 一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しています。申請は東京都を經由して区がおこないます。助成額は 100 万円～250 万円。
- この補助金は、区が自治総合センターの助成金を活用して、事業を実施した町会・自治会に補助金として交付いたします。
- 補助金の支払いは、事業終了後、全ての手続きが完了した後になります。それまでは全額が町会・自治会のご負担となります。

### 対象事業について

- 自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱では、『住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業』とあります。  
そのため、申請出来るものの例として、下記①・②の例が上げられます。
  - ① 町会・自治会が所有かつ管理するお祭り備品等の修繕及び購入費
  - ② 町会・自治会活動に必要と判断される備品購入費
- 申請書類一式は、区が東京都を經由して自治総合センターに提出いたします。
- 申請団体が複数あった場合は、公開抽選をおこない、上位 3 団体を東京都に申請します。

### 募集要件

- 申請対象者は、江東区と事務委託契約を締結している町会・自治会です。
- 申請用紙は 8 月以降に区ホームページに掲載します。
- 必要書類を整え 9 月 1 日から 1 5 日（予定・区 HP でご確認ください）までに提出（書類が整わない場合は申請不可）。助成事業は、令和 6 年 6 月 1 日以降に実施、令和 7 年 1 月 3 1 日までに完了してください。  
※ 領収書の日付は、実施期間内でなければなりません。
- 事業の実施は、申請のとおり実施する必要があります。  
※ 変更する場合は、変更申請書等の提出が必要になります。自治総合センターの判断になるので、変更内容が承認されない場合もあります。
- 実施する事業（備品の購入等）は、町会・自治会が所有かつ管理する必要があります。  
町会・自治会の施設以外で保管する場合は、保管場所に関する書類（使用承諾書・賃貸借契約書等）の提出が必要になります。

### 補助金について

- 助成額は 100 万円から 250 万円  
（10 万円単位、10 万円未満切り捨て）
- 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とします。（補助率 10 / 10）

### 対象とならないもの

- 神輿等のバラシ（解体）処理の経費
  - 宗教団体、宗教施設の名称の入ったお祭り用備品
  - 動力の付いた屋台、山車等
- 上記のほかにも多数条件がありますので、  
ご不明な点をご相談ください

### その他

- 事業の採択は、自治総合センターがおこないます。不採択になる場合もありますのでご了承ください。
- 助成事業の決定は、翌年の 4 月上旬頃になります。
- 事業が採択された場合、実施年度から 10 年を経過しないと次の申請はできません。なるべく多くの町会・自治会に活用機会を提供するため、ご理解下さい。
- 事業で整備した備品等のすべてに、指定の宝くじの広報表示をおこなうことが必要です。
- 自治総合センターの助成金を利用して整備した旨を区報に掲載させていただきます。

## 手続きの流れ

項目	時期	内容
相談期間	令和5年8月31日(木)まで	対象となる事業や条件、不明点等お問合せください。
申請書類の提出 【締切厳守】	令和5年9月1日(金)～ 15日(金)【予定】	申請書類一式を区に提出ください。 東京都を經由して自治総合センターに提出します。
申請団体の抽選	令和5年9月29日(金) 10:00【予定】	申請団体が複数ある場合は、区が公開抽選をおこない、上位3団体に優先順位を付けて東京都に申請します。
助成事業の決定	令和6年4月上旬	自治総合センターから助成事業決定の通知を受けて、申請団体に申請結果通知書を送付します。
補助金交付申請	令和6年5月中	採択された団体は、区に補助金交付申請を行います。
助成事業の実施	令和6年6月1日から 令和7年1月31日まで	助成事業は期間内に実施し、完了しなければなりません。助成事業に係る費用は、補助金が支払われるまでの間、実施団体の全額負担になります。
実績報告書の提出	事業完了後直ちに	助成事業は1月末までに完了しなければなりません。事業終了後、直ちに実績報告書類一式を区に提出してください。その後、東京都を經由して自治総合センターに提出します。
こうとう区報に掲載	事業完了後	助成事業の実施について、区報に掲載し、周知します。
補助金の請求	令和7年 交付額確定通知後	自治総合センターからの交付額確定の通知を受けて、区から確定通知を送付します。補助金請求書を提出してください。
補助金の支払い	補助金請求後	口座振替依頼書に記載の口座に補助金を振り込みます。 (最短でも2週間程度かかります。)

## 必要書類一覧 | 申請の内容により、他にも必要になる場合があります

書類名	備考
申請書	申請書と記入例は8月以降に区ホームページに掲載します。 記入例を参考にして作成してください。
町会・自治会の規約	
令和5年度の事業計画及び予算書	総会資料(事業計画、事業報告、予算書、決算書が添付されているもの)
金額積算根拠(見積書)	見積書は2社以上の業者からお取りください。(要相見積) 見積書に宛名(申請団体名)と発行日の記載あるもの(コピー可)。
事業内容に関する資料	事業の詳細が分かる写真、カタログ等のカラーコピー。
事業内容の説明補足資料	神輿や備品等の保管場所は土地登記簿謄本(コピー可)で確認いたします。 保管場所を借りている場合は、使用承諾書、賃貸借契約書等(コピー可)が必要です。

## 助成金にかかる Q&A

質問	回答
申請すれば必ず補助金がもらえますか？	申し訳ありません。申請いただいても、自治総合センターの決定により、採択されない場合がございます。
補助金の対象になる備品は具体的に何ですか？	過去の実績によると、会館で使用するテーブル・イス、簡易な倉庫・物置等です。消耗品や防災目的の備品、自転車、防犯カメラなどは対象外です。
揃える書類が多すぎる・揃わない	自治総合センターは添付書類により採択の判断をおこなうので、必ず必要書類を整えてから申請してください。